

○合併協定書（抄）

平成12年9月5日 浦和市・大宮市・与野市

4 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。

また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。

- (2) 将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。

- (3) 将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。

また、併せて、新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設するものとする。